

(別添1)

除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約方式の特定評価基準

本件の施工体制確認方式においては、施工体制及び価格点について下記の評価基準により合計評価点を算出し、一定の条件のもとで最高点を獲得した者と随意契約を行う。

施工体制を確認し評価するための配点及び基準

評価項目		評 価 事 項		配点	評価A(×1.0)	評価B(×0.6)	評価C(×0.0)
施工体制等の評価(価格以外)	施工体制(75点)	人員体制(25点)	労務者数	10	十分に多い	左右に該当しない	少ない
			オペレーター数	15	十分に多い	左右に該当しない	少ない (設計機械台数未満失格)
		保有機材(15点)	自社(又は長期リース契約) 保有機械の量	10	十分に保有している	保有している 又は、対応可能	保有状況に問題あり(失格)
			機材庫の位置	5	担当地域内での早期対応が可能	左右に該当しない	担当地域内での早期対応に問題あり(失格)
		降雪時・緊急時体制(35点)	降雪時の情報伝達、出動、完了	12	常に連絡がとれる状況が複数用意されている	左右に該当しない	連絡がとれない状況がある(失格)
			緊急時施工体制(他工区への応援体制)	18	必ず複数班が対応できる状況にある	左右に該当しない	体制がとれない事態が想定される(失格)
			独自の緊急時体制	5	評価できる体制が構築されている	左右に該当しない	評価できる体制はない
	過去の実績	過去3年間の国、県、市町村の除雪実績(車道除雪のみ)		10	除雪業務の受注実績がある。除雪共同体にあっては、実績を有する構成員が7割以上いる	左右に該当しない	除雪業務の受注実績がない。除雪共同体にあっては、実績を有する構成員が3割未満である
価格以外点		各評価点の合計点		85			
価 格 点		総価格により計算		15	評価点=15点 × 最低価格／提案価格 (小数点以下第2位四捨五入1位止め) *最低価格とは、提案価格のうち最低の提案価格(総価) *除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約方式試行要領第17の2の失格基準価格を下回った参加表明者は失格とする。		
評 点 の 合 計 結 果			100				

- 注) 1) 合計が100点になるように配点する。
- 2) 各評価項目(価格点を除く)について、各提案者の内容を比較してA、B、Cの3段階評価を行う。
- 3) 各評価項目の配点に対して、評価Aの場合は1.0、評価Bの場合は0.6、評価Cの場合は0.0をそれぞれ掛けて評価点を算出する。
- 4) 除雪業務の受注実績については、車道除雪の実績(施工体制確認型契約方式含む)のみを評価対象とする。過去3年間のうち1回以上の受注実績がある場合は、実績ありとする。(ただし、受注実績がある年度において「改善指示書」による指示を受けた者は実績として考慮しない。)
- 5) 過去の実績において、除雪共同体の場合は除雪を実施する構成員のうち除雪実績を有する構成員数及びその実績年数等により評価を行うものとする。